

日本粒あん協会 定款

<http://nittsubu.web.fc2.com/>

制定[2010.10.27]

第1条(名称)

本会を「日本粒あん協会」(略称「日粒(にっつぶ)」)と称する。
英文表記は、Japanese Society of Tsubuan(略称 JST[ジエイステー])とする。

第2条(主たる事務所)

本会は、主たる事務所を滋賀県草津市に置く。

第3条(目的)

本会は、粒あんの普及発展に寄与することを目的とする。

第4条(事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 餡を使用した食品における粒あんの普及状況の調査
- (2) 粒あん使用食品製造業者への支援
- (3) 下記の政策目標の実現へ向けた世論喚起、政界工作。但し、政治家への資金提供に際しては、政治資金規正法に抵触することのないよう、別途、政治団体を設立して迂回する等、細心の注意を払うものとする。
 - 国民の祝日としての「粒あんの日」の制定
 - 家庭科教科書への「粒あん調理法」の記載
 - 学校給食において、月に1度、粒あん製品を供するよう義務づけること
 - 粒あん振興特別措置法(粒あん製造機につき取得価額の全額の損金算入を認め、粒あん製品の消費税を免除する、などを骨子とする)の制定
- (4) 粒あん非使用食品製造業者(「反粒業者」という。)への啓蒙
- (5) 反粒業者が前非を悔いて粒あん使用を開始した場合の顕彰

第5条(公告)

本会の公告は、京都新聞、NYタイムス、人民日報の、いわゆる三大紙に各国語で掲載する方法による。なお、当分の間、これに代えて、京都市中京区所在の「と夢」の内壁に公告事項を記載した書面を掲示する方法による。

第6条(会員)

本会の会員は、一般会員及び特別会員の2種とする。

- (1) 一般会員 粒あん、こしあんを比較し、粒あんを好む者。
- (2) 特別会員 こしあんを好む者で、代表理事の指名した者。但し、6か月を限度として、本会こしあん支部に所属し、その間、代表理事の直接の指導・教化を受ける。

第7条(会員資格の取得)

- (1) 一般会員 粒あんの優位性を盲信し、生涯にわたり粒あんの普及発展に努めることを宣誓した上で入会金を添えて入会を申し込んだ者は、一般会員となる。
- (2) 特別会員 代表理事が「あんた、特別会員」と宣言した者は、本人の同意の有無を問わず、直ちに、特別会員となる。

第8条(会員資格の喪失)

会員は、次の各号の一に該当した場合は、会員資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 粒あん製品とこしあん製品の選択が可能な状況において、こしあん製品を選択したとき(特別会員は除く)
- (3) 除名されたとき

第9条(退会)

会員は、いつでも退会できる。但し、特別会員の退会については、代表理事の承認を要する。

第10条(除名)

会員が、本会の目的に反する行為をしたときは、総会の決議をもって、その会員を除名することができる。

第11条(会員の権利)

会員の権利は、以下のとおりとする。

- (1) 本会の行う事業への参加
- (2) 総会への出席、総会における意見陳述・議決権行使
- (3) 会員名簿の閲覧・謄写の請求

第12条(会員の義務)

会員の義務は、以下のとおりとする。

- (1) 本会の行う事業に積極的に参加すること(配偶者またはこれに準じる者から参加を禁じられた場合を除く)
- (2) 代表理事が不適切な行動をとらないよう不断に監視すること
- (3) 反粒業者から利益の供与を受けるなど本会の目的に反する行為を行わないこと

第13条(総会)

本会の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年5月に、臨時総会は、理事会の決定または会員の3分の1以上の要求があった後、2週間以内に、それぞれ、代表理事の招集により開催する。

第14条(総会の決議事項)

総会は、会員の過半数の出席のもとに、出席会員の過半数により、以下の事項を決する。但し、

- (1)(2)については、出席会員の3分の2の賛成を要する。
- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 理事の選任、解任
- (4) 1年間の基本事業計画
- (5) 代表理事が総会の決議に委ねることを決定した事項

第15条(理事の選任)

総会は、一般会員の中から理事若干名を選任する。

第16条(理事の職務)

理事は、随時、理事会を開催し、理事の過半数の出席のもとに、出席理事の過半数により、以下の事項を決する。

- (1) 代表理事の選任、解任
- (2) 基本事業計画に基づく具体的な事業内容の決定
- (3) 臨時総会開催の決定

第17条(代表理事の選任)

理事の互選により、代表理事を選任する。なお、代表理事は、TPOに応じて、「会長」「理事長」「教祖」「開祖」「BOSS」など適宜の名称を称することを妨げない。

第18条(代表理事の職務)

代表理事は、本会の業務を執行し、本会を代表する。

日本粒あん協会 定款 [注釈]

2010.10.27

第1条(名称)

本会を「日本粒あん協会」(略称「日粒(にっつぶ)」)と称する。
英文表記は、Japanese Society of Tsubuan(略称 JST[ジエイエステー])とする。

邦文表記は、代表理事(候補)の提唱に基づく。なお、「あん」については、漢字表記が難しく、会員自身が本会の名称を正しく表記できないという事態が生じるおそれがあるので、ひらがなを用いた。

英文略称は、覚えやすさ、簡易さ、他との誤認混同のおそれの少ないことに留意して決定した。
本会と同一の英文略称として、

日本標準時 (Japan Standard Time)

科学技術振興機構 (Japan Science and Technology Agency)

日本圧着端子製造株式会社 (Japan Solderless Terminal)

等があるが、は、団体の名称ではないし、また、は、団体の名称ではあるが、本会とは目的が著しく異なり、いずれも本会と誤認混同のおそれは少ないので、この略称を採用することとした。

第2条(主たる事務所)

本会は、主たる事務所を滋賀県草津市に置く。

本会の代表理事(候補者)の住所である。

第3条(目的)

本会は、粒あんの普及発展に寄与することを目的とする。

いわずもがな、である。

第4条(事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 船を使用した食品における粒あんの普及状況の調査
- (2) 粒あん使用食品製造業者への支援
- (3) 下記の政策目標の実現へ向けた世論喚起、政界工作。但し、政治家への資金提供に際しては、政治資金規正法に抵触することのないよう、別途、政治団体を設立して迂回する等、細心の注意を払うものとする。
 - 国民の祝日としての「粒あんの日」の制定
 - 家庭科教科書への「粒あん調理法」の記載
 - 学校給食において、月に1度、粒あん製品を供するよう義務づけること
 - 粒あん振興特別措置法(粒あん製造機につき取得価額の全額の損金算入を認め、粒あん製品の消費税を免除する、などを骨子とする)の制定
- (4) 粒あん非使用食品製造業者(「反粒業者」という。)への啓蒙
- (5) 反粒業者が前非を悔いて粒あん使用を開始した場合の顕彰

(2)については、具体的には、「優良粒あん製造者」の認定などが考えられる。

(3)については、一度嫌疑をかけられると、有罪判決の可能性が乏しくても、検察審査会においては、一般人の健全な常識に基づき、起訴相当とされる場合があるので、国民感情に十分に配慮しなければならない。

(4)については、代表的な反粒業者としては、三重県に本拠を置く著名な業者を想定しているが、定款に明示することは、無用な軋轢を生む恐れがあるため、具体的な記載は、見合わせた。

第5条(公告)

本会の公告は、京都新聞、NYタイムス、人民日報の、いわゆる三大紙に各国語で掲載する方法による。なお、当分の間、これに代えて、京都市中京区所在の「と夢」の内壁に公告事項を記載した書面を掲示する方法による。

本会の社会的な影響力を考慮すると、公告を三大紙に掲載することは必要不可欠と考えられる。しかしながら、三大紙への出稿には、多額の費用を要すると見込まれるため、本会の財政基盤が確立するまでは、簡易な方法によることとした。

第6条(会員)

本会の会員は、一般会員及び特別会員の2種とする。

- (1) 一般会員 粒あん、こしあんを比較し、粒あんを好む者。
- (2) 特別会員 こしあんを好む者で、代表理事の指名した者。但し、6か月を限度として、本会こしあん支部に所属し、その間、代表理事の直接の指導・教化を受ける。

特別会員の存在、こしあん支部の設置は、本会の目的に反するのではないかとの見方もあるが、

期間を6か月に限定することにより、一般会員になるための過渡的な存在であることを明示した。なお、特別会員は、第5版までは、女性に限定されていたが、当会顧問弁護士より、憲法14条に抵触するおそれがあるとの指摘があったため、性別を問わないこととした。従って、代表理事による指名権の行使は、全くの自由裁量ではなく、この趣旨を踏まえ、女性に偏することなく、専ら、当会の目的遂行に有益か否かの観点から、なされなければならない。

第7条(会員資格の取得)

- (1) 一般会員 粒あんの優位性を盲信し、生涯にわたり粒あんの普及発展に努めることを宣誓した上で入会金を添えて入会を申込んだ者は、一般会員となる。
- (2) 特別会員 代表理事が「あんだ、特別会員」と宣言した者は、本人の同意の有無を問わず、直ちに、特別会員となる。

(2)については、本人の同意なくして団体の構成員になるというのは極めて異例のことではあるが、代表理事(候補者)の強い意向に基づくものである。なお、9条但し書きも同趣旨である。

第8条(会員資格の喪失)

会員は、次の各号の一に該当した場合は、会員資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 粒あん製品とこしあん製品の選択が可能な状況において、こしあん製品を選択したとき(特別会員は除く)
- (3) 除名されたとき

第9条(退会)

会員は、いつでも退会できる。但し、特別会員の退会については、代表理事の承認を要する。

第10条(除名)

会員が、本会の目的に反する行為をしたときは、総会の決議をもって、その会員を除名することができる。

第11条(会員の権利)

会員の権利は、以下のとおりとする。

- (1) 本会の行う事業への参加
- (2) 総会への出席、総会における意見陳述・議決権行使
- (3) 会員名簿の閲覧・謄写の請求

第12条(会員の義務)

会員の義務は、以下のとおりとする。

- (1) 本会の行う事業に積極的に参加すること(配偶者またはこれに準じる者から参加を禁じられた場合を除く)
- (2) 代表理事が不適切な行動をとらないよう不断に監視すること
- (3) 反粒業者から利益の供与を受けるなど本会の目的に反する行為を行わないこと

(2)については、第6条によって、代表理事には特別会員に対する指導・教化の権限が委ねられており、その権限が適切に行使されることは本会への信頼を維持する上で必要不可欠であることから、特に会員の義務として規定したものである。

第13条(総会)

本会の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年5月に、臨時総会は、理事会の決定または会員の3分の1以上の要求があった後、2週間以内に、それぞれ、代表理事の招集により開催する。

第14条(総会の決議事項)

総会は、会員の過半数の出席のもとに、出席会員の過半数により、以下の事項を決する。但し、(1)(2)については、出席会員の3分の2の賛成を要する。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 理事の選任、解任
- (4) 1年間の基本事業計画
- (5) 代表理事が総会の決議に委ねることを決定した事項

第15条(理事の選任)

総会は、一般会員の中から理事若干名を選任する。

第16条(理事の職務)

理事は、随時、理事会を開催し、理事の過半数の出席のもとに、出席理事の過半数により、以下の事項を決する。

- (1) 代表理事の選任、解任
- (2) 基本事業計画に基づく具体的な事業内容の決定
- (3) 臨時総会開催の決定

第17条(代表理事の選任)

理事の互選により、代表理事を選任する。なお、代表理事は、TPOに応じて、「会長」「理事長」「教祖」「開祖」「BOSS」など適宜の名称を称することを妨げない。

第18条(代表理事の職務)

代表理事は、本会の業務を執行し、本会を代表する。